

平成27年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 平成27年度化学物質審議会第2回安全対策部会 第157回中央環境審議会環境保健部会化学物質小委員会-議事要旨

日時：平成27年9月18日（金曜日）13時00分～13時40分

場所：中央合同庁舎5号館18階6号室専用第22会議室

議題

1. 第一種特定化学物質に指定することが適当とされた塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類の個別の適用除外の取扱い及びこれらの物質群が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について
2. その他

議事

会議は公開で行われた。

- 議題1について、塩素数が2のポリ塩化ナフタレン並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類の適用除外の取扱いについては、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について、使用を禁止する措置を導入することが適当であるとの結論が得られた。
また、塩素数が2のポリ塩化ナフタレンが使用されている輸入禁止製品については、塩素数が3以上のポリ塩化ナフタレンが使用されている輸入禁止製品と同様の3種類の製品を輸入禁止製品として指定することが適当であるとの結論が得られた。
さらに、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類が使用されている輸入禁止製品については、今後、我が国に輸入される可能性があること等から、4種類の製品を輸入禁止製品として指定することが適当であるとの結論が得られた。
- 議題2については、特段の議論はなかった。

関連リンク

[安全対策部会の概要](#)

[安全対策部会の開催状況](#)

お問合せ先

製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室

電話：03-3501-0605

FAX：03-3501-2084